

福井労発基 0925 第1号
平成30年9月25日

関係機関 各位

福井労働局長

福井県最低賃金額改正についての周知への協力依頼について

平素から労働行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、このたび、福井県最低賃金を、本年10月1日をもって現行の時間額778円から時間額803円に改正することといたしました。最低賃金の履行確保においては、改正された最低賃金が適用される県内の全ての労働者及び全ての使用者に、その額や発効年月日を周知することが極めて重要となります。さらに、時間額が800円を超えることから、影響を受ける事業場が相当数あると見込まれるところです。

つきましては、誠に恐縮ですが、貴職発行の広報誌やホームページへの掲載、事務所内への別添ポスターの掲示や別添リーフレットの配備のほか、主催する各種説明会等において最低賃金額改正に言及いただきなどにより、最低賃金改正の周知について傘下の事業場等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への掲載にあたり文例を添付しておりますので、御参考にしていただくとともに、誠に恐縮ですが、掲載いただいた広報誌につきまして、該当ページを同封の返信用封筒により1部送付していただければ幸甚に存じます。

【担当】

福井労働局労働基準部賃金室 野崎

〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号

電話 0776(22)2691



【参考文例 1】

◇◇◇福井県最低賃金の改正◇◇◇

平成 30 年 10 月 1 日から福井県内で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

時間額 803 円

【お問い合わせ先】福井労働局労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691
または、各労働基準監督署

【参考文例 2】

福井県の最低賃金が改正されました

平成 30 年 10 月 1 日効力発生 時間額 803 円 (+25 円)
お問い合わせ先 福井労働局 労働基準部 賃金室
電話 0776-22-2691

【参考文例 3】

福井県最低賃金のお知らせ

時間額 803 円

- 通勤手当・家族手当・精皆勤手当・時間外手当等は含まれていません。
- 特定の産業には、産業別の最低賃金が定められています。

【参考文例 4】

◇◇◇必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も◇◇◇

福井県最低賃金 時間額 803 円

※平成 30 年 10 月 1 日から適用されます。

※通勤手当、家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は含まれません。

福井労働局 労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691

◆◆◆最低賃金ワン・ストップ無料相談◆◆◆

経営、労務管理の悩みについてワン・ストップで無料相談に応じています。

福井県働き方改革推進支援センター 電話 0120-14-4864